

平成 22 年 11 月 29 日

東京都東村山市議会議長 川上隆之

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣
厚生労働大臣、財務大臣、消費者庁担当大臣殿

容器包装リサイクル法を改正し、

発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

2006年に改正された容器包装リサイクル法は、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目の附帯決議が採択されるなど、多くの課題を抱えたまま成立しました。

このため、ごみ排出量は“高止まり”のまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態です。自治体が税金を使って分別収集しているため、容器包装を選択した事業者にリサイクル費用の負担が少なく、発生抑制や環境配慮設計について、真剣に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働きません。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。諸外国の先進的な取り組みでは、「ホテル等での使い捨て用品の無償提供禁止(韓国)」や「ペットボトル入の飲料水の調達を禁止(米国60市)」する自治体が登場しています。

市民が直接、販売店に戻せる生き瓶のリユースは大手メーカーが安価なワンウェイ瓶やペットボトルに切り替えたこともあり、税金での処理費用が高む傾向です。容器包装リサイクル法制定後、循環型社会のしくみにおいて優位性があるリユースびんは激減しており、逆にペットボトルは伸長しつづけています。

容器包装リサイクル法を改正し、製造者や利用者が処理費用を負担するしくみができれば、自治体の財政の負担を軽くすることができ、使用自体も抑制することができます。また事業者も、製造段階から最終処理までを考慮した製品化へ向けた開発提案がすすむ可能性もあります。

国や自治体は、一日も早く、持続可能な社会へ転換するための施策を講じなくてはなりません。

よって東村山市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を基本に容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定するよう求めます。

1. 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化すること。
2. 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を促進するための制度を、容器包装リサイクル法の中で法制化すること。
3. 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。